

## SSWガイドライン（素案）

### 1. SSWとは

#### （1）SSW導入の背景

児童生徒の問題行動等の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境の問題がある。その環境の問題は、複雑に絡み合い、特に、学校だけでは問題の解決が困難なケースも多く、積極的に関係機関等と連携した対応が求められている。

#### （2）SSW導入のねらい

ソーシャルワークでは、問題を個人と環境の折り合いが良くない状態として捉え、その状態解消のため、個人の環境への適応力を高める支援と、環境に働き掛けて問題を解決できるように調整する援助をしていくものである。個人に働き掛けるだけでなく、学校組織など仕組みにも働き掛け、環境にも、個人と環境との関係にも働き掛ける視点を持つということがその特徴である。SSWの活動目標は、児童生徒の一人一人のQOL（生活の質）の向上とそれを支える学校・地域を作ることである。その達成のためには、教育現場の安心・安全の向上、家庭環境の安心・安全の向上の2つが果たされなければならない。スクールソーシャルワークは、それを学校等の教育現場を基盤として行うものである。

#### （3）SSWの職務内容

①問題を抱える児童生徒と児童生徒が置かれた環境への働き掛け（個人＝マイクロへのアプローチ）

- ・いじめ、暴力行為、不登校など、児童生徒の問題行動等や児童虐待における家族、友人関係、学校、関係機関、地域等への働き掛け
- ・児童生徒との面接や家庭訪問等の相談活動
- ・児童生徒への相談活動等に関する情報収集・提供、アセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）
- ・保護者、教職員等への関係機関や地域の社会資源に関する情報提供又は紹介等
- ・保護者と教職員間の調整、橋渡し
- ・保護者、教職員等への相談援助

②学校内におけるチーム支援体制の構築、支援（学校組織＝メゾへのアプローチ）

- ・ケース会議への参加とケースのアセスメント（見立て）及び、問題解決のプランニング（手立て）へのサポート
- ・社会福祉等の専門的視点に基づく具体的支援に向けてのコンサルテーション（専門家による指導・助言を含めた検討）

- ・校内支援チーム体制作りの支援活動
- ・学校現場での有用な支援方法やソーシャルワークに関する知識・技術に関する研修

### ③関係機関とのネットワークの構築、連携・調整（自治体の体制＝マクロへのアプローチ）

- ・児童生徒及び家庭環境等に関する情報を基に、関係機関と連携した学校支援体制の構築等
- ・関係機関への訪問、電話による情報交換、打合せ

### ④いじめ防止などの問題行動等への対応

- ・いじめ防止に積極的に関わるとともに、いじめをした児童生徒とその対象となった児童生徒に関するアセスメント（見立て）及びプランニング（手立て）により、いじめの解消や再発防止を支援
- ・いじめ防止対策推進法第22条における「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」一員として、同法に基づく対応を支援
- ・不登校、暴力行為などへの対応について、SCのカウンセリングとコンサルテーションを踏まえた関係機関との連携支援

### ※ケース会議

事例検討会やケースカンファレンスともいわれ、解決すべき問題や課題のある事例（事象）を個別に深く検討することによって、その状況の理解を深め対応策を考える方法。ただし、事例の状況報告だけでは効果のあるものにならない。

### ※アセスメント（見立て）

解決すべき問題や課題のある事例（事象）の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのかを探ること。

### ※プランニング（手立て）

アセスメントに基づいて、ケースに応じた目標と計画を立てること。目標には、長期目標と短期目標があり、長期目標においては長期的な視点に立って、子供のより望ましい状況を設定することになる。短期目標においては、長期目標を踏まえ、すぐにでも具体的に取り組めるような目標を設定することになる。短期目標は、プラン実行のイメージが具体的に持てること、その達成に向けて、一つ一つの内容とそれぞれの役割分担を具体的に決めていくことが大切である。

SSWが行う援助の考え方は、SSWが家庭訪問をしたり、自ら関係機関等とつないだりして子供や家庭を支援する直接的な援助と、子供や家庭が課題解決していけるよう、学校に対し、支援体制づくりや専門的な助言、関係機関等との連携の仲介をするという間接援助に分けられる。直接的な援助と間接的な援助の双方を効果的に行うことが重要である。

#### (4) SCとの連携

SCは、カウンセリング等を通じて、子供の悩みや抱えている問題の解決を支援するもので、直接面接に力を発揮する心理に関する高度な専門職である。

SSWは、制度や法律を活用して、子供と子供を取り巻く環境に働き掛けて、家庭、学校、地域の橋渡しなどにより子供の悩みや抱えている問題に関する現実的課題の解決に向けて支援するもので、SCも有効な社会資源と捉えて対応する。

それぞれが持つ専門性の違いと機能について十分に理解を深め、両者が役割分担して児童生徒の課題への対応に当たることが大切である。

#### (5) SSWの配置形態

SSWは、学校の状況や地域における関係機関の設置状況等を考慮して、効果的な支援が実施できる形態を選択して配置する。配置形態の例としては以下のものがある。勤務時間についても、一律に定めるのではなく、学校や地域単位で勤務時間を考えるなど、学校や地域の実情に応じて柔軟に設定する。

- ①派遣方式：SSWを教育委員会に配置し、学校からの要請に応じて派遣する。
- ②巡回方式：SSWを教育委員会に配置し、複数校を定期的に巡回する。
- ③単独校配置方式：特定の学校にSSWを配置する。
- ④拠点校配置方式：SSWを拠点校に配置し、近隣校を巡回する。

#### ○それぞれのメリット、デメリット

##### 教育委員会配置型（①、②）

###### [メリット]

- ・多くの学校を効率的に支援できる（力量のあるSSWが多くの学校、ケースの支援に当たれる。）。
- ・学校への間接的な支援が中心となり、学校主体の支援体制や教育相談体制の構築に有効である。

###### [デメリット]

- ・教職員や保護者との信頼関係を構築しにくい。
- ・学校が抱える課題、支援ニーズへの把握が十分でないまま対応することもある。
- ・ケースへの関与が限定的で、直接的な援助を望む場合、十分な対応ができない。
- ・緊急支援に迅速に対応できない
- ・1回で適切な見立てとアドバイスが必要な場合が多く、SSWにかなりの力量が求められる。

##### 学校配置型（③、④）

#### [メリット]

- ・教職員や保護者との信頼関係を構築しやすい。
- ・学校の抱える課題、支援ニーズを適切に把握できる。
- ・個別ケースの対応を継続的に行うことができる。
- ・多様な情報が得やすい。
- ・学校内のチーム支援体制の構築が行いやすい。
- ・タイムリーな支援が行いやすい。
- ・PTA等地域を視野に入れた支援が行いやすい。
- ・気になる事例のピックアップなど発見に直接関わるができる。

#### [デメリット]

- ・対応できる学校、ケースが限定的で、その面からは非効率である。
- ・学校側の理解が不十分な場合などは、SSWに個別ケースの対応を依存してしまうことや必要な相談依頼がSSWにあがらないこともある。

## 2. SSWの効果的な活用のために

### (1) 教育委員会における支援体制

#### ① SSWの役割等の周知、外部機関との連携

SSWの専門性をいかすためには、教育委員会、学校、関係機関等にSSWの役割などについて周知していくことが必要である。

そのため、SSWの活用方法等について、教育委員会は、「活動方針等に関する指針」(ビジョン)を策定し、公表することが有効である。また、首長部局及び関係機関との連携協力体制を構築し、関係機関にケース会議の参加協力を依頼するなど学校と学校外の機関等の連携協力体制づくりを支援していくことも重要である。

#### ② スーパービジョン体制の整備

SSWはその専門性のため、相談したり指導を受けたりすることができない場合があり、自分の見立ての妥当性等について示唆を受けることができるスーパービジョンの機会が必要である。

そのため、教育委員会において、スーパーバイザーを配置するなどしてスーパービジョンの体制を整えることが必要である。スーパーバイザーには、学校において、見立てと手立てに関して指導ができ、広く教育現場と福祉に関して専門的知識と経験を有している者を充てることが望ましい。

#### ③ 関係機関との連携

SSWを効果的に活用するためには、地域の関係機関や人材を十分に把握し、各機関と日頃から連携を図るなどしてネットワークを構築しておくことが重要である。その際には、関係機関の専門性・役割をしっかりと理解することが必要である。主な関係機関の例は以下のとおりである。

#### [福祉関係]

児童相談所、福祉事務所、要保護児童対策地域協議会の所管部署、児童家庭支援センター、民生委員、児童委員、社会福祉協議会

#### [保健医療機関]

保健センター、保健所、精神保健福祉センター、病院

#### [刑事司法関係]

警察署（生活安全課等）、少年サポートセンター、少年補導センター、家庭裁判所、少年院、少年鑑別所、保護観察所、日本司法支援センター（法テラス）、スクールサポーター、保護司、少年警察ボランティア

#### [教育関係]

教育支援センター、教育センター、教育相談室

#### [団体]

社会福祉士会、精神保健福祉士会、弁護士会

#### ④連絡協議会の開催

教育委員会は、SSWの効果的な活用を促進するため、関係者を参集し、策定したビジョンを示し、SSWの活用、SSWの支援方法等について、研究協議や情報交換を行う連絡協議会を開催することが重要である。

#### (2) 学校における体制づくり

##### ①教職員全体の共通理解

学校によっては、問題の解決をSSWに委ねてしまうことや学校内の教職員間の協働が不十分で、ケース会議を開催できないこともある。そのため、教育委員会において策定されたビジョンを基に、SSWの配置のねらいや専門性、役割等について全ての教職員が理解し、学校長のリーダーシップの下、ケース会議を日常的に行うなど教育相談体制を整備・充実させることが重要である。それによって、教職員が日々の取組の中で抱く気付きや疑問を教職員間で共有できる環境が整えられ、SSWが学校において機能していくための下地が作られる。

##### ②管理職の役割

管理職は、学校としてのSSWとの協働ビジョンを作成し、学校の目指す方向や学校が抱える課題を明確にすることが必要である。このビジョンを実効性のあるものとするため、教育支援コーディネーターや生徒指導主事、養護教諭等の役割を明確化しておくことも必要である。

##### ③教育相談コーディネーターの役割

機能的な教育相談体制を構築するためには、中核となる教職員を位置付けることが必要である。学校全体の子供の状況を把握し、SSWや関係機関等と連絡調整を図るなど、子供の抱える問題解決に向けてリーダーシップを発揮する者として、校務分掌においてもその旨を明確にすることが重要である。なお、SSWとの十分な連携の時間を確保する観点から、学級担任を教育相談コーディネーターとすることは避けるのが望ましい。教育相談コーディネーターの担う主な職務内容は以下のとおり。

a SSWの周知と相談受付

児童生徒やその保護者にSSWの周知を図り、相談の受付をする。相談の申込みの有無にかかわらず、実情に応じて、教育相談コーディネーターが積極的にアプローチしていくことも重要である。

b SSWやSCとの連絡調整

生徒の抱える問題に応じて、学校としての対応方針をまとめ、SC又はSSWにつなぎ、効果的な支援が行えるように調整する。SC及びSSWの双方の支援が必要な場合には、学校の窓口として、両者間の業務調整などを行う。

c 相談活動に関するスケジュール等の計画・立案

教職員や保護者からの相談を受け、SCやSSWの勤務状況を鑑み、適切に相談計画を立案する。

d 児童生徒や保護者、教職員のニーズの把握

児童生徒や保護者、教職員が問題・課題をどのように捉えているか、現状についてどのように考え、今後どのようにしたいのかを把握する。

e 個別記録等の情報管理

個人情報の保護等に配慮した記録の集約と管理を行う。

f ケース会議の実施

児童生徒の抱える問題に応じて、学年でのケース会議、校内全体でのケース会議、関係機関を含めたケース会議などの開催を企画する。

g 校内研修の実施

SSWの役割や、学校としての活用方針等を研修会の場などを利用して、全教職員で共通理解できるようにする。また、必要に応じ、関係機関との合同研修会を企画するなど、普段から関係機関と情報交換を行えるようにすることも重要である。

#### ④生徒指導主事や養護教諭との連携

生徒指導主事は、教育相談コーディネーターを担うこともあるが、そうでない場合においても、生徒指導に関する要として情報の集約や生徒指導方針の明確化に努める。また、養護教諭は、児童生徒の身体的情報などを多面的に収集し、その状況を関係職員に伝えるなど、情報交換を行う。

#### ⑤校内体制への位置付け

S S Wを校務分掌に位置付け、可能な限り校内の生徒指導に関する会議に出席をしてもらい、助言・援助を得られる体制を作ることが大切である。

#### ⑥活動環境の整備

S S Wが教職員とコミュニケーションが図れるように、相談室等とは別に、職員室にも席を設けることも重要である。

#### ⑦学校種間の連携

学校種間において、切れ目のない支援をすることが重要であり、適切な連携が必要である。S S Wと連携して学校種間で情報交換するなどして進学時にも継続した支援を行えるようにすることが重要である。個人情報の保護に関する条例を遵守し、情報提供に関して、児童生徒本人やその保護者から同意を得るように努めるなどして対応する。

#### ⑧保護者、地域への周知

学校通信や学年通信、ホームページ等で広く保護者や地域の方々にS S Wを紹介・周知するとともに、保護者会やP T A総会などの場を利用してS S Wを紹介し、その役割や仕事の内容を説明することが必要である。

### 3. S S Wの業務遂行に当たって配慮すべき事項

#### (1) 守秘義務について

地方公務員法は特別職の地方公務員に適用されないことから、S S Wの雇用に際しては、守秘に関する誓約書を徴するなどして、守秘義務を負わせる必要がある。学校教育の中で活動するS S Wの得た個人情報は、学校全体で管理することが基本となる。個別面談の中で、児童生徒本人やその保護者に学校の教職員と情報共有しながら支援していくことを明示することも重要である。

#### (2) 情報共有について

S S Wは、児童生徒の支援のための活動記録を記録するとともに、必要に応じて、その記録した情報を学校及び関係機関等と共有する。

(3) 家庭訪問の方法について

児童生徒の状況によっては、SSWが直接家庭訪問を行うことも考えられる。その際には、学校と連携し、保護者の理解を得た上で行う。家庭教育支援チームがある地域においては、その活用も考えられる。

(4) 緊急支援が必要な場合の対応について

児童生徒に関わる重大な事故やトラブルなど、予期せぬことが起こることがある。その際には、学校が重大な事案に対応する緊急体制にSSWも加わり支援を行うことも検討する必要がある。学校長が外部の緊急支援を要請し、緊急支援チームが事案に対応する際には、学校が緊急支援チームから受けた情報提供や助言をSSWと共有しながら支援を行う。

(5) 研修の在り方について

SSWは、様々な事案に対して的確に対応していくために、常にその資質・能力の向上を目指す必要がある。そのため、教育委員会は研修会を計画的・組織的に実施する。